

岡山市立西大寺中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

I 本校が目指す部活動

岡山市が目指す部活動

部活動を通じて生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや芸術・文化に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

部活動の意義

- 部活動は、異年齢の交流の中で様々な過程を通して学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる。
- 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- スポーツの専門的な技能や知識を身につけ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進を図ることができる。
- 芸術文化や科学等の専門的な技能や知識を身に付け、生涯にわたって活動に親しむ基礎を形成することができる。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通して、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教職員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。

II 部活動の運営について

1 適切な運営のための体制整備

- 校長は、部活動に係わる活動方針を策定し、活動方針については、学校ホームページで、年間・月間の活動計画等は文書等で、該当生徒・保護者に周知する。
- 部活動顧問は、年間・月間の活動計画等を作成し、校長に提出する。
- 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、毎月の活動計画等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識し、セクハラ行為の禁止はもちろん指導中の言動や態度にも十分注意する。
- いじめについては、「いじめ防止対策推進法」及び「岡山市いじめ防止対策基本方針」に則り適切に対処する。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害のリスクを高めることや運動能力の向上につながらないこと等を理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、科学的なトレーニングの導入等により、休養を取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の活動が生徒の心身の負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- 週あたり2日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。（「活動時間」は、運動部活動においては、スポーツ活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。文化部活動においては、大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、大会等の発表間の休憩、見学等は含まない。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。
- 始業前の活動（朝練）については、1日の活動時間を含み、放課後の活動時間が十分にとれない場合等に、学校生活や家庭等へ配慮した上で行う。

4 安全管理と事故の防止について

- 校長及び部活動顧問は活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- 生徒の体力や技能を踏まえた活動計画を作成し、生徒の心身の疲労により、学習や生活等に支障をきたすことのないように配慮する。
- 大会・対外試合・コンクール等の参加が過密にならないよう、生徒の健康に配慮した計画を作成する。
- 急激な天候の変化（雷・大雨等）の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等迅速な対応をとる。
- 全職員に、AED、担架、救急箱等の設置場所を周知し、適切に取り扱うことができるようにするとともに、万が一事故が発生した場合に迅速に対応できるようにする。
- 熱中症については、暑さ指数（WBGT）や気温、湿度、生徒一人一人の健康状態等を鑑み、活動内容等を適切に判断する。また、広域的な大会等でやむを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩時間の確保、活動中、活動前後の健康観察の実施等、対策を講じる。

5 その他

- 本校では、原則、平日の水曜日を休養日とする。
- 本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」に準じるものとする。